



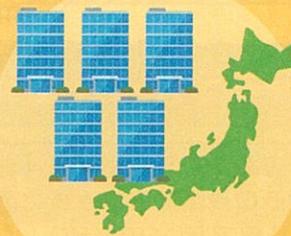
JACの会員になるには？※

別紙誓約書と事務手数料振込証明を送付頂くと2~3日で証明書が発行されます

「JACの会員」になるには、
2つのルートがあります！



①正会員団体の会員になる



正会員の建設業者団体

- ・入会に際しては、建設業者団体が定める会費の負担等が必要
(金額は団体によって異なります。)
- ・会費・受入負担金の支払い方法は団体によって異なります。

正会員団体一覧はP.23を参照

負担金は
月額12,500円です

②JACの賛助会員になる



- ・年会費24万円(入会金なし)
- ・年会費・受入負担金の支払いは、入会時に登録した銀行からの口座引落しです。
(引落前に口座振替のご案内が届きます。)

※受入企業は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について(2018年12月25日閣議決定)」に基づき、特定技能外国人受入事業実施法人であるJACに加入する必要があります。

詳しくはWebで！

